

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(体制届)の提出について

1. 提出期限

令和6年4月1日(月)

※令和6年4月からの算定に係るもの

※処遇改善加算等に係る体制届出については次スライドのとおり

2. 留意点

今回の介護報酬改定に伴う新たな加算等の追加や既存の加算等における算定要件が変更されたものについては、届出が必要です。

(例1) 全サービスにおいて新設された「高齢者虐待防止措置実施の有無」や入所系、通所系、居住系において新設された「業務継続計画策定の有無」は、届出をしない場合、「減算型」とみなされます。

(例2) 介護老人福祉施設サービスにおける個別機能訓練加算は、従前までは届出区分が「なし」又は「あり」のいずれかでしたが、今回の改定に伴い、届出区分が「なし」、「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」に変更されています。既存届出内容が「あり」で新たな届出がない場合は、「なし」とみなされます。

3. 関連ページ

県HP:「令和6年度介護報酬改定について」 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/r6kaigohousyuukaitei.html>

令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について

1. 提出様式及び提出期限

	様式名称	提出要否		提出期限
1	「介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書」 別紙様式2-1~2-4	必須 ※「4・5月分」と「6月以降分」がまとまった計画書になっています。		令和6年4月15日(月)
2	「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」	4・5月分 (別紙様式2+別紙様式1-1又は別紙様式1-2)	新規取得、区分変更の場合のみ提出	令和6年4月1日(月)
		6月以降分 (別紙2+別紙1-1-2又は別紙1-2-2)	必須 ※4・5月分の現行3加算の提出に併せて届け出ること可(ただし、「体制等状況一覧表」は、4・5月分と6月以降分で異なる様式であるため、それぞれ作成して提出することが必要)。	居宅サービス: 令和6年5月15日(水) 施設サービス: 令和6年6月1日(土)

2. 関連ページ

県HP:「令和6年度処遇改善計画書について」 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/r6syoguukaizen.html>